徳島県鳴門市瀬戸町明神字弐軒家33番地の２**株式会社マリン大王**の工場財団に名西郡石井町高原字平島678番地１名西郡石井町高原字関473番地２株式会社マリン大王石井工場の機械器具を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年６月24日　　徳島地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年６月24日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成27年６月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　機装工業株式会社　妹尾　哲也　岡山市北区神田町２－６－４　国土交通大臣許可（般－23）第24103号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年５月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年６月24日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成27年６月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山陽三菱電機販売株式会社　岡田　　康　広島市中区中町８－12　国土交通大臣許可（般－26）第24752号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年６月24日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成27年６月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ウベボード株式会社　森　　幹雄　山口県宇部市大字小串字沖の山1988－１　国土交通大臣許可（般－23）第19527号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年６月24日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成27年６月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　トキワ建工株式会社　杉谷　壽夫　山口県宇部市大字沖宇部字沖の山525－104　国土交通大臣許可（般－24）第11268号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年６月24日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成27年６月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社カワサキコーポレーション　河**﨑**　哲昇　山口県下関市長府港町７－17　国土交通大臣許可（般－24）第9825号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年４月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２７年（家）第２００８号

山形県米沢市金池５丁目13番３号　ＫＲビル金池401　弁護士法人ブレインハート法律事務所米沢オフィス
申立人　遠藤　正紀
本籍山形県東置賜郡川西町大字小松1772番地３、最後の住所山形県東置賜郡川西町大字小松1772番地の３、死亡の場所山形県東置賜郡川西町、死亡年月日平成18年１月25日、出生の場所山形県東置賜郡小松町、出生年月日昭和23年４月26日、職業無職
被相続人　亡　鈴木　重雄
催告期間満了日　平成28年１月31日

山形家庭裁判所米沢支部

平成２７年（家）第２００８号

山形県酒田市亀ケ崎２丁目４番39号　藤井正寿法律事務所
申立人　藤井　正寿
本籍山形県酒田市南新町１丁目207番地、最後の住所山形県酒田市みずほ１丁目13番地の６、死亡の場所山形県酒田市、死亡年月日平成26年５月20日、出生の場所山形県飽海郡平田村、出生年月日昭和３年５月２日、職業無職
被相続人　亡　武田テツ子
催告期間満了日　平成28年１月８日

山形家庭裁判所酒田支部

平成２７年（家）第７１１２１号

東京都港区虎ノ門３丁目５番１号虎ノ門37森ビル青和特許法律事務所
申立人　石神恒太郎
本籍東京都江戸川区西一之江４丁目７番、最後の住所東京都江戸川区西一之江４丁目７番15号、死亡の場所埼玉県八潮市、死亡年月日平成26年２月28日、出生の場所栃木県上都賀郡今市町、出生年月日大正13年６月11日、職業無職
被相続人　亡　福島　一郎
催告期間満了日　平成27年12月28日

東京家庭裁判所

平成２７年（家）第７１１２６号

東京都千代田区六番町13－１ハイツ六番町503四谷番町法律事務所
申立人　岸　　郁子（登録姓増田）
本籍山口県萩市大字東浜崎町138番地、最後の住所東京都豊島区長崎２丁目29番７号川田アパート202号、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日平成25年４月５日、出生の場所満州鞍山市、出生年月日昭和13年１月９日、職業無職
被相続人　亡　石光　博恭
催告期間満了日　平成28年１月29日

東京家庭裁判所